

報告事項セ

指定技能教育施設の内容変更について

指定技能教育施設の内容変更について、別紙のとおり報告します。

令和8年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

指定技能教育施設の内容変更について

令和8年4月14日
高等学校課

1 指定技能教育施設の内容変更の届出（網掛けは公示事項）

あすなる高等専修学校

変更事項	技能連携施設の所在地
変更前	鳥取市湖山町西2丁目228-1
変更後	鳥取市倭文65

内容変更の理由

校舎新築に伴う仮校舎への移転のため

2 関連法令

○学校教育法施行令第34条（昭和28年政令第340号）

○技能教育施設の指定等に関する規則第4条（昭和37年文部省令第8号）

○技能教育施設の指定の申請手続き等を定める規則第4条（平成11年鳥取県教育委員会規則第10号）

3 参考（令和8年4月現在の指定状況）

指定技能教育施設 （連携措置をとる高等学校）	連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
学校法人鶏鳴学園あすなる高等専修学校 （クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号）	ビジネス基礎	1年次2単位	ビジネス基礎
	ビジネス・コミュニケーション	2年次2単位	ビジネス・コミュニケーション
	情報処理	3年次2単位	情報処理
学校法人中央高等学園中央高等学園専修学校 （星槎国際高等学校 北海道札幌市厚別区もみじ台北12-1）	ビジネス基礎	1年次4単位	ビジネス基礎
	マーケティング	2年次4単位	マーケティング
	情報処理	3年次4単位	情報処理
学校法人ism若葉学習会専修学校 （クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号）	マーケティング	1年次2単位 2年次2単位	マーケティング
	情報処理	1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位	情報処理
	ビジネス法規	3年次2単位	ビジネス法規